

○福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例
施行規則

令和4年7月12日
福岡県規則第29号

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例（令和4年福岡県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(私的整理に関するガイドライン)

第二条 条例第3条第2項第6号の規則で定める私的整理に関するガイドラインは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成27年12月25日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。）又は自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則（令和2年10月30日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。）
- 二 中小企業の事業再生等に関するガイドライン（令和4年3月4日に中小企業の事業再生等に関する研究会が策定したものをいう。）

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。